

令和8年度

固定資産税（償却資産） 申告の手引き

平素より、税務行政に格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、固定資産税は、土地・家屋のほかに事業用資産である償却資産についても課税の対象となります。

そのため償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在において大田市内に所有している償却資産について、申告していただく必要があります。

つきましては、この申告の手引きをご参照の上、申告書を作成し、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

※ 償却資産をお持ちでない方、廃業・休業の方、資産の増減がない場合も、
その旨を申告書の備考欄に記載の上、ご提出をお願いいたします。

申告期限 令和8年2月2日（月）

☆郵送により申告する場合で、償却資産
申告書の控え（受付印押印済）の返送
が必要な場合は、必ず切手を貼り付け
た返信用封筒を同封してください。

【問い合わせ先】
大田市役所 総務部税務課
資産税係（償却資産担当）
694-0064 大田市大田町大田口1111番地
電話：0854-83-8024（直通）

大田市

《 目 次 》

1. 償却資産とは	1
2. 申告の対象となる資産	1
3. 申告の対象とならない資産	1
4. 償却資産(建物付帯設備)と	2,3
家屋の区分について	
5. 償却資産の申告について	4
6. 償却資産の評価について	5
7. 償却資産に対する課税取扱い	6
(税務会計との相違)	
8. 申告書等の書き方	
償却資産申告書(償却資産課税台帳)	7
種類別明細書(増加資産・全資産用)	8
種類別明細書(減少資産用)	9
9. 申告書等の書き方(相続等の場合)	
償却資産申告書(償却資産課税台帳)	10
種類別明細書(増加資産・全資産用)	11
マイナンバーの記載をお願いします	12

1. 償却資産とは

会社や個人で事業を営んでいる方が所有する、土地・家屋以外の事業のために用いることができる資産（機械・器具・備品などの有形減価償却資産）で、概ね次のような資産をいいます。

- ① 減価償却額又は減価償却費が、法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもの
- ② 簿外資産（償却資産として帳簿に記載されていないもの）で事業の用に供している資産又は事業の用に供しうる状態にあるもの

※ 法人税又は所得税を課さない法人又は個人が所有する資産も含みます。

2. 申告の対象となる資産

下表は償却資産の対象となる主な資産の例です。

資産の種類		主な償却資産の例
1 構築物	構築物	路面舗装、広告塔、フェンス、外(側)溝、門扉、煙突、井戸、庭園、水槽 等
	建物附属設備	プレハブ等の建物で、基礎がないもの又は基礎がブロック等の単体・木杭などの簡易な建物 建築設備のうちで償却資産として扱うもの テナント（賃借人）が借家に付加した建築設備・内装
2	機械及び装置	製造・加工・修理用の機械装置、建設機械（パワーショベル、その他自走式作業機械）、溶接機、印刷機械、動力配線設備、太陽光発電装置 等
3	船舶	漁船、漁具、遊覧船、ボート、ヨット 等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類記号[0] [00~09]及び[000~099]、[9] [90~99]、及び[900~999]の車両）、 貨車、客車 等 ※自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除く
6	工具、器具及び備品	机、椅子、キャビネット、テレビ、エアコン、パソコン、コピー機、自動販売機、 レジスター、冷蔵(凍)庫、カラオケセット、陳列棚、看板、パチンコ台、 理・美容機器、厨房用品、医療機器、歯科診療用ユニット、測定工具 等

※大型特殊自動車とは次に掲げる自動車であって、小型特殊自動車以外のものです。

- ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータスイーパ、ダンパ、ホイールハンマ、ホイールブレーカ、フォークリフト、フォークローダ、ホイールクレーン、ストラドルキャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車
- 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植え機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車
- ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

3. 申告の対象とならない資産

次のような資産は、課税の対象外となりますので、申告は不要です。

- ① 無形減価償却資産（例：商標権、営業権等）
- ② 棚卸資産
- ③ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの

※小型特殊自動車に該当する車両は、公道走行の有無に関係なく軽自動車税の対象であり、
償却資産の申告対象外となりますのでご注意ください。

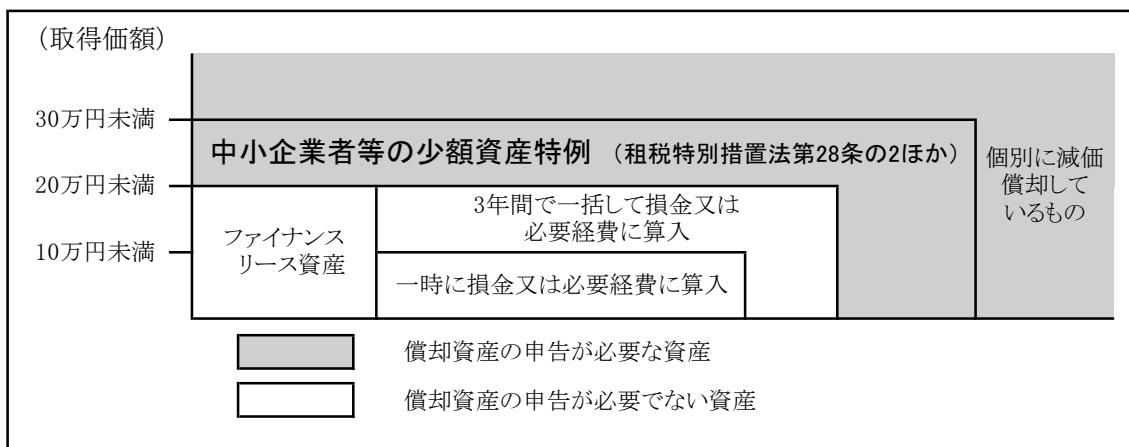
軽自動車税のお問い合わせ先：大田市 税務課 市民税係（電話 0854-83-8022）

- ④ 少額償却資産に該当するもの。（2ページ参照）

☆ 少額償却資産について

償却資産の申告の対象から除外される少額償却資産とは、次のものになります。

- 耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、一時に損金又は必要経費に算入されるもの
※法人については、個別に減価償却している場合、申告対象となります。
- 取得価額が20万円未満の償却資産で3年間で一括して損金又は必要経費に算入されるもの
- 地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のもの
(平成20年4月1日以降締結分)



4. 債却資産（建物附属設備）と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建物附属設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産とに区分して課税することとなっています。

償却資産における建物設備とは、家屋の所有者と同一人が所有する設備で、主に次のものをいいます。

- 構造的に簡単に取り外しができるもの
- 家屋と一体となって効用を発揮するものであっても、家屋自体の効用を高めないもの
- 家屋から独立した機械設備としての性格を有するもの
- 特定の生産又は業務の用に供するもの

主な例は、次ページの表を参照してください。

注意：テナント（賃借人）が自費により借家に付加した建築設備、内装などで、家屋と別個の存在として独立した所有権が生じるものは、全てテナントの償却資産となります。

☆ 家屋と償却資産の主な区分

設備等の種類	設備等の種類	設 備	区 分	
			家屋	償却資産
建設工事	内装・造作	床・壁・天井仕上、店舗造作 等	○	
電気設備	受変電設備	設備一式		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備 等		○
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		○
		屋内設備一式	○	
	電力引込設備	引込工事、屋外の配線		○
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○
		配管・配線等	○	
	LAN設備	設備一式		○
	放送・拡声設備	マイク・スピーカー、アンプ等の機器		○
		配管・配線等	○	
	インターホン設備	集合玄関機等、親機・子機	○	
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		○
		配管・配線等	○	
給排水衛生設備	避雷設備	設備一式	○	
	火災報知設備	設備一式	○	
	呼出表示設備	設備一式	○	
	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		○
		屋内設備、配管、高架水槽、受水槽、ポンプ 等	○	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		○
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等) 中央式給湯設備	○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		○
		屋内の配管 等	○	
空調設備	衛生設備	設備一式(洗面器、便器等)	○	
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ 等		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備 等	○	
	空調設備	ルームエアコン(壁掛け型)、特定の生産または業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
	換気設備	特定の生産または業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○
		エスカレーター、エレベーター 等	○	
	厨房設備	飲食店・ホテル・百貨店等のサービスに関わる設備、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○
		上記以外の設備	○	
	洗濯設備	事業用の洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、寮・病院等の洗濯設備		○
	その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(つい立て)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪機、ごみ処理設備、郵便受け、宅配ボックス、カーテン・ブラインド、オートロック(電子錠) 等		○
外構工事	外構工事	工事一式(門・扉・緑化施設等)		○

5. 償却資産の申告について

☆ 申告していただく方

- ① 令和8年1月1日現在、償却資産を所有されている方。
- ② 償却資産を他に貸し付けている方。
- ③ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方。
- ④ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方。
- ⑤ 償却資産を共有で所有している方。(各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有名義でご申告ください。)

※廃業、解散及び転出等により1月1日時点で、大田市内に償却資産がなくなった場合も、申告書18.

備考欄の「2.該当資産なし」もしくは「3.廃業ほか」の当てはまる方に○をつけて提出してください。

※償却資産の所有者(納税義務者)が亡くなった場合についても、申告書の提出が必要です。

申告書等は、「申告書の書き方(相続等の場合)」(10~11ページ)を参考に作成してください。

法人税・所得税の確定申告と固定資産税の償却資産の申告を混同されているケースがよくあります。確定申告をしても固定資産税の償却資産の申告が済んだことにはなりませんので、ご注意ください。法人税・所得税は国の税金、固定資産税の償却資産は市の税金です。

☆ 申告の方法

1月1日(賦課期日) 現在で償却資産を所有し、かつ、大田市内に存在する償却資産の状況等について、下記の表を参考に申告書を作成し、提出をしてください。

新たに事業を始めた方は、償却資産の有無にかかわらず、申告書は必ず提出してください。

※申告書等は、「申告書の書き方」(7ページ以降)を参考に作成してください。

☆ 提出書類

令和7年中に新たに事業を始めた方、又は今回初めて申告される方

下表の区分により○印のついている書類を提出してください。

申告の区分	償却資産申告書	種類別明細書	注 意 点
		(増加資産・全資産)	
申告資産あり	○	○	資産の多少にかかわらず、必ず全部の 償却資産を申告してください。
申告資産なし	○	×	申告書18. 備考欄の『2 該当資産なし』に ○をしてください。

前年度以前に申告された方

下表の区分により○印のついている書類を提出してください。

申告の区分	償却資産申告書	種類別明細書	注 意 点
		(増加資産・全資産/減少資産)	
資産の増減なし	○	×	申告書18. 備考欄の『1 資産の増減なし』 に○をしてください。
資産の増減あり	○	○	1. 令和7年中(令和7年1月2日~令和8年 1月1日)に取得又は減少した資産を申告 してください。 2. 令和7年1月1日以前の資産の増減で、 申告漏れとなっていた資産についても 申告してください。

未申告及び虚偽の申告について

正当な理由なく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられことがあります。

課税処理は現年度だけでなく過年度に遡及することがあります。

6. 償却資産の評価について

償却資産の評価は、その資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づいて行い、申告された資産の評価額を下記の方法により一品ごとに算出します。

毎年この方法により評価額を算出し、取得価額の5%になるまで減価します。

★ 評価額の計算方法

	前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
評価額	取得価額 $\times (1 - R/2)$	前年度評価額 $\times (1 - R)$

※ R:減価率、1-R:減価残存率

※ 減価率、減価残存率は、それぞれ次の表を参照してください。

★ 減価残存率表

耐用年数	減価率 R	減価残存率		耐用年数	減価率 R	減価残存率	
		前年中取得 1-R/2	前年前取得 1-R			前年中取得 1-R/2	前年前取得 1-R
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926
16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928

★ 取得価格について

資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額(付帯費用を含みます。)を記載してください。

※圧縮記帳は認められないため、圧縮記帳前の取得価格を記載してください。

★ 耐用年数について

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第1、第2、第5、及び第6に掲げる耐用年数(法定耐用年数)をもとに記入してください。

※中古資産については、その取得後の使用可能期間を見積もった耐用年数を適用するができます。

☆ 免税点

償却資産すべての課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

☆ 税額の算出方法

課税標準額に固定資産税率 (1.6%) を乗じて算出します

$$\text{税額 (百円未満切捨)} = \text{課税標準額 (千円未満切捨)} \times 1.6\%$$

☆ 価格及び課税標準額の決定

資産それぞれの評価額を合計したものが「決定価格」となります。

原則としてこの決定価格が「課税標準額」となりますが、課税標準の特例(地方税法第349条の3、附則第15条等)の適用を受ける資産については、決定価格に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

☆ 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が非課税となります。非課税となる資産を取得された場合は、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の摘要欄に適用条項を記載してください。

☆ 税額の減免

災害により、所有の償却資産が著しく損害を受けた場合には、税額の減免申請することができます。被災された際には、資産税係までご連絡ください。

☆ 課税免除が適用される償却資産

指定された区域内において、一定の要件を満たす設備等を新設又は増設した場合、本市条例に基づき、固定資産税の課税免除の適用を受けることができます。
別紙「固定資産課税免除について」にも記載しております。
※課税免除の申請書の提出期限は、事業の用に供した日の属する年の翌年の1月31日までです。

7. 債却資産に対する課税取扱い（税務会計との相違）

項目	固定資産税(償却資産)	法人税・所得税
減価償却の期間	暦年(賦課期日制度)	法人：事業年度 個人：暦年
減価償却の方法	定率法 (固定資産税評価基準によるもので、 国税における「旧定率法」)	定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得資産の 償却方法	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳制度	認めない	認める
特別・割増償却資産 (租税特別措置法)	認めない	認める
増加償却(法人税・取得税)	認める	認める
評価額の最低限度	取得価額の5/100	1円

※法人税・所得税で償却済みであっても、実際に現在も事業に使用されている資産は、固定資産税では申告の対象となります。

8. 申告書等の書き方

☆ 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

<p>共通…郵便番号 個人…住所、氏名 法人…所在地（送付先）、 法人名名称及び代表者 の氏名及び押印</p>	<p>個人番号又は法人番号を記載してください。 個人の場合：12桁の個人番号 法人の場合：13桁の法人番号</p>						
<p>法人の場合は、代表者印を押印してください。</p>							
<p>該当する方に○印をつけてください。</p>							
<p>受付印 令和 年 月 日 大田市長様</p>							
<p>令和 8 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)</p>							
<p>3 個人番号又は 法人番号 4 事業種目 (資本金等の額) 5 事業開始年月 6 この申告に応答する者の 様及び氏名 7 税理士等の氏名</p>							
<p>8 縮縮耐用年数の承認 9 増加償却の届出 10 非課税該当資産 11 課税標準の特例 12 特別償却又は縮縮記帳 13 稅務会計上の償却方法 14 青色申告</p>							
<p>15 市内における 事業所等資産 の所在地 16 借用資産 (有・無)</p>							
<p>17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有)・借家 18 備考 (添付書類等)</p>							
<p>事業所の所在地を 記載してください。</p>							
<p>備考欄には下記のような事項を記載してください。 * 住所、氏名等に異動があった場合、 異動年月日、事由、旧氏名等 * 添付書類がある場合、書類の名称</p>							
<p>※下記に該当する方○をつけて必ず提出してください</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1. 資産の増減なし</td> <td>受付</td> </tr> <tr> <td>2. 該当資産なし</td> <td>入力</td> </tr> <tr> <td>3. 廃業ほか (年月)</td> <td>確認</td> </tr> </table>		1. 資産の増減なし	受付	2. 該当資産なし	入力	3. 廃業ほか (年月)	確認
1. 資産の増減なし	受付						
2. 該当資産なし	入力						
3. 廃業ほか (年月)	確認						
<p>記載不要 ※ 電算等で申告書を作成される場合は 記載があつてもかまいません。</p>							
<p>種類別明細書の記載内容により 該当する各欄に記載してください。</p> <p>(イ) 前年前から取得しているもの (ロ) 前年中に減少したもの (ハ) 前年中に取得したもの (二) 計((イ) - (ロ) + (ハ))</p>							
<p>資産の増減がない、該当する償却資産がない、廃業・解散等で事業を行っていない場合は、該当する番号に○印をしてください。廃業については、その年、月を記載してください。 この場合、償却資産申告書(償却資産課税台帳)のみを提出してください。</p>							

☆ 種類別明細書（増加資産・全資産用）

1ページを参考に、1~6のコードを記載してください。

あてはまるものに○をしてください。

令和 8 年度			種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		1枚のうち
所有者コード			記載不要										大田太郎 株式会社		1枚目
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	課税標準の特例コード	▼増加の事由	摘要			
					年号	年	月								
01	1	記載不要	アスファルト舗装	1	5	7	4	300,000 円	10	①・②・③・④					
02	6		エアコン	1	5	7	5	100,000	6	①・②・③・④					
03	6		パソコン	1	5	7	9	200,000	4	①・②・③・④	税法〇条				
04										①・②・③・④					
05										①・②・③・④					
06										①・②・③・④					
07										③・④					
08										③・④					
09										③・④					
10										③・④					
11										①・②					
12										①・②					
13										①・②					
14										①・②					
15										①・②					
16										①・②					
17										①・②・③・④					
18										①・②・③・④					
			小計				600,000								

資産の名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数の各項目を必ず記載してください。

※取得年月の年号欄

明治：1
大正：2
昭和：3
平成：4
令和：5

耐用年数を記載してください。

課税標準の特例及び非課税資産については、その適用条項を記載してください。

第二十六号様式別表二(提出用)

取得価額の消費税について
事業者の経理方式により、取得価額に消費税を含めるかどうか判定します。
※免税事業者の経理方式は税込経理方式となります。

1. 税込経理方式 … 取得価額に消費税を含みます
2. 税抜経理方式 … 取得価額に消費税を含めません

☆ 種類別明細書（減少資産用）

あてはまるものに○をしてください。

令和8年度		種類別明細書(減少資産用)										所有者名		1枚のうち	
		所有者コード		記載不要								大田太郎 株式会社		1枚目	
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等			数量	取得年月		取得価額	耐用年数	課税標準の特例コード		減少の事由及び区分		摘要
			年号	年	月		1 売却	2 減失			3 移動	4 その他	1 全部	2 一部	
01	6	記載不要	エアコン			1	4	7	8	200,000 円	6	1 2	3 4	1 2	令和7年4月に廃棄
02	6	記載不要	複写機			1	4	7	8	250,000	5	1 2	3 4	1 2	当初取得価額500,000円。2台のうち1台を廃○○へ売却
03	6	記載不要	パソコン			1	4	7	8	200,000	4	1 2	3 4	1 2	令和7年12月に○○市へ移動
04												1 2 3 4	1 2		
05												1 2 3 4	1 2		
06												1 2 3 4	1 2		
07			減少した資産について、同封した「償却資産課税台帳兼評価調書」をご参照の上、下記のことを記載してください。									1 2 3 4	1 2		
08												1 2 3 4	1 2		
09												1 2 3 4	1 2		
10												1 2 3 4	1 2		
11			・ 資産の種類									1 2 3 4	1 2		
12			・ 資産の名称									1 2 3 4	1 2		
13			・ 数量									1 2 3 4	1 2		
14			・ 取得年月									1 2 3 4	1 2		
15			・ 取得価額									1 2 3 4	1 2		
16												1 2 3 4	1 2		
17												1 2 3 4	1 2		
18												1 2 3 4	1 2		
												小計		650,000	

減少の詳細を記載してください。
一部減少の場合は、その内容も記載してください。

9. 申告書等の書き方（相続等事業継承の場合）

☆ 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

	令和 8 年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）		所有者コード	
令和 年 月 日 大田市長様		有無		
所 有 者 者	(ふりがな) 1 住 所 (又は納税通知書送付先) 2 氏 名 (法人にあってはその 名称及び代表者の氏名 及び押印)		694-0064 大田市大田町大田口 1111 番地 (電話 0854-82-1600)	
	印		○○製造業 (資本金等の額) 平成××年△△月 大田一子 (電話 0854-82-1600)	
資産の種類	取得前年中に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)		額	
	1 構築物 300,000 円		600,000 円	
相続等により事業を引き継いだ場合は、新所有者の住所・ 氏名・電話番号を記載してください。				
6 工具、器具 及び備品	1,500,000		650,000	
	7 合 計		1,800,000	
資産の種類	評 価 額 (イ) 决 定 価 格 (ロ) 課 税 標 準 額 (ハ)		18 備 考 (添付書類等)	
	1 構築物		旧所有者 ○○ ○○ 住所 大田市△△町口口	
	2 機械及び装置		「相続等により所有者変更」 「○○ ○○が亡くなったため廃業」	
	3 船 舶		※下記に該当する方を○をつけて必ず提出してください	
	4 航空機		1. 資産の増減なし 2. 該当資産なし 3. 廃業ほか (年 月)	
	5 車両及び 運搬具		受 付	
	6 工具、器具 及び備品		入 力	
	7 合 計		確 認	
記 載 不 要 ※ 電算等で申告書を作成される場合は 記載があつてもかまいません。				
旧所有者の住所・氏名、「相続等により所有者変更」など、誰から所有者が変更したかわかるように記載してください。 また、相続等が発生した日付も記載してください。 ※事業を引き継がず、廃業となった場合は記載については7ページの備考欄をご覧ください。				

☆ 種類別明細書（増加資産・全資産用）

相続等により事業を引き継いだ方の氏名を記載してください。

令和8年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										
所有者コード		所有者名										
記載不要		大田 太郎										
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等			数量	取得年月	取得価額	耐用年数	課税標準の特例コード	増加の事由	摘要
01	1	記載不要	アスファルト舗装			1 5 7 4	300,000 円	10		①・2・3・4		
02	6		エアコン			1 5 7 5	100,000	6		①・2・3・4		
03	6		パソコン			1 5 7 9	200,000	4		①・2・3・4	税法〇条	
04											1・2・3・4	
05											1・2・3・4	
06											1・2・3・4	
07											1・2・3・4	
08											1・2・3・4	
09											1・2・3・4	
10											1・2・3・4	
11											1・2・3・4	
12											1・2・3・4	
13											1・2・3・4	
14											1・2・3・4	
15											1・2・3・4	
16											1・2・3・4	
17											1・2・3・4	
18											1・2・3・4	
小計										600,000		
事業を引き継いだ場合は、取得日や取得価格等は変更せず、以前から申告していた内容をそのまま記載してください。 ※新たに取得した資産については、通常どおり記載をしてください。												

申告書にマイナンバーの記載をお願いします

1 マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載場所について

申告の手引きをご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に記載してください。

2 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく際、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）をさせていただきます。

窓口又は郵送での申告の際、以下の（1）又は（2）の本人確認資料の写し（コピー）をそれぞれ1種類ずつ申告書に添付のうえ、ご提出いただくようお願いいたします。

なお、e-LTAX（電子申告）による申告の場合、本人確認資料の添付は不要です。

また、法人番号を記載した申告書を提出される際も、本人確認資料の添付は不要です。

（1）本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	 個人番号カード（裏面） 通知カード 住民票（個人番号の記載あるもの）等	 個人番号カード（表面） 運転免許証 旅券（パスポート）等

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

（2）代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送	本人の個人番号カード（裏面） 本人の通知カード 本人の住民票（個人番号の記載あるもの）等	代理人の個人番号カード（表面） 代理人の運転免許証 代理人の旅券（パスポート）等	税務代理権限証書 委任状等

3 その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。

ただし、マイナンバーの記載がない場合でも申告書は有効なものとして受理いたします。

また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はなかったものとして受理いたしますので、ご了承ください。